

瑞浪市市民まちづくり会議会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞浪市市民まちづくり会議設置条例第8条の規定による瑞浪市市民まちづくり会議(以下「会議」という。)の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

(会議の規律)

第5条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事

の妨害となる行為をしてはならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な

事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成27年7月27日から施行する。